

# 「高齢社会対策大綱」を読む 5

平成24年9月7日 閣議決定

## 第2 分野別の基本的施策

### 4 生活環境等分野に係る基本的施策 22

#### 堀内正範

朝日新聞社社友 高連協オピニオン会員 web「月刊丈風」編集人

平成23(2011)年10月から野田内閣のもとで10年ぶりの改定作業にはいつていた「高齢社会対策大綱」(以下「大綱」)が仕上がって、平成24(2012)年9月7日の「高齢社会対策会議」に報告され、閣議決定されました。

○高齢社会対策会議(2011・10・14)と有識者会議のようす

[大綱見直し](#)

○ニュース(2012・9・07)

[ニュース0907](#)

「大綱」は史上初・国際的に先行する「日本高齢社会」をどうつくるかの中・長期的指針となるものであり、高齢者が安心して暮らすことができる将来の姿を示すものですから、3000万人の高齢者(65歳以上)に広く待たれていいはずのものなのです。前半の「目的及び基本的考え方」で、有識者が検討した「報告書(\*下注)」の趣意や他の意見(高連協の「提言」など)を取り込んで、後半の「分野別の基本的施策」では前回平成13(2001)年の「大綱」の手直しと新たな取り組みが示されています。

今回は何よりも「人生65年時代」の「支えられる高齢者」から「人生90年時代」の「支える側の高齢者」への高齢者意識の変革と「社会参加」による仕組みの変換を、多方面にわたって指摘し要請していることが画期的なところ。処々に有識者と内閣官僚の側の推敲の跡と構想力をみることができます。同じ時期に、この高齢社会対策の「大綱」の見直しに関心を示さず、ありうべき「長寿社会」構想を論じることもなく、財源となる「消費税増税」論議にのみ終始していた国会議員(政治の側)がいかに周回遅れであるかが際立つばかりです。

高齢社会担当大臣が9人目であったこと、担当大臣としての職務に認識がなかったことから、その一端がうかがえます。 ○高齢社会担当大臣って誰? [担当大臣a](#)

9月7日の「高齢社会対策会議」のあと閣議決定される直前に、対策会議の長である野田総理は記者の前で資料原稿を読み上げました。その中で「高齢者が地域社会で元気に活躍し、長年培ってきた知識や技能を次の世代に伝え、尊敬を得ていただく。加えて、高齢者の経済力をわが国のマーケットに積極的に取り込んでいく。こうした好循環を生み出すことが、日本経済を再生させる重要な鍵」と述べて、元気な高齢者の登場と活動に期待するとともに、消費による経済の面からの貢献に触れていました。

しかし残念なことには、先人である高齢者自身の暮らしの場や人生についての関心はうかがえませんでした。

「報告書」 「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会報告書～尊厳ある自立と支え合いを目指して～」(高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会 清家篤座長平成24年3月)  
内容は内閣府のホームページで公開されています。

大綱本文は黒字。意見を添えた部分を赤字で示しています。文中各所に意見を添えています。  
ページは「大綱」のもの。

[ 以下 分載第4回 につづいて ]

## 高 齢 社 会 対 策 大 綱

平成24年9月7日 閣議決定

第1 目的及び基本的考え方	1	分載1	<a href="#">大綱を読む1</a>
第2 分野別の基本的施策	6		
1 就業・年金等分野に係る基本的施策	6	分載2	<a href="#">高齢社会対策大綱を読む2</a>
2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策	13	分載3	<a href="#">高齢社会対策大綱を読む3</a>
3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	18	分載4	
4 生活環境等分野に係る基本的施策	22	分載5 (今号)	
(1)豊かで安定した住生活の確保	22		
ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進	22		
イ 循環型の住宅市場の実現	23		
ウ 高齢者の居住の安定確保	23		
(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進	23		
ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進	23		
イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備	24		
ウ 建築物・公共施設等の改善	24		
(3)交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	25		
ア 交通安全の確保	25		
イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護	25		
ウ 防災施策の推進	25		
(4)快適で活気に満ちた生活環境の形成	26		
ア 快適な都市環境の形成	26		
イ 活力ある農山漁村の再生	26		

### 分載5

p 22

## 4 生活環境等分野に係る基本的施策

住宅は生活の基盤となるものであり、生涯を通じて豊かで安定した住生活の確保を図っていく必要がある。このため、将来にわたり活用される良質な住宅の供給を促進し、併せて、それらが適切に評価、循環利用される環境を整備することを通じ、高齢者が保有する住宅の資産価値を高め、高齢期の経済的自立に資するとともに、その資産の次世代への適切な継承を図る。さらに、高齢者の居住の安定確保に向け、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。

高齢者等全ての人々が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進するとともに、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるような、医療や介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりを推進するものとし、高齢者向け住宅の供給促進や、地域の公共交通システムの整備等に取り組む。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の再生のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

### (1) 豊かで安定した住生活の確保

#### ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

高齢者等すべての人にとって安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築に向け、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効

p 23

率性その他の住宅の品質又は性能の維持及び向上により、良質な住宅ストックの形成を図る。また、若年期からの持家の計画的な取得への支援等を引き続き推進する。

#### イ 循環型の住宅市場の実現

良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチが解消される循環型の住宅市場の実現を目指し、建物検査・保証、住宅履歴情報の普及促進等を行うことで、中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進める。

また、高齢者が有する比較的広い住宅を、子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用するための住み替えを支援する。

#### ウ 高齢者の居住の安定確保

高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、サービス付きの高齢者向け住宅の供給等により、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。また、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた福祉施設等の設置を促進する。

さらに、高齢者が、その特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公的賃貸住宅の供給を促進するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会に対する支援を行い、民間賃貸住宅に関する情報の提供や必要な相談体制の整備等を図る。

.....意見

「住宅」は、わが家三代（二代ではありません。親・子・孫の三世代）の「暮らしの知恵」を伝承するたいせつな場であり、人生の成果を確認する場でもあります。子育てのあとの高齢期の孫育てにも配慮して、三世代のプライバシーを確保しつつ同居・近居が可能な住宅が「日本標準住宅」として指向されていい時期を迎えているのです。「高齢社会」時代の本流であるこういう視点を無視した「資産としての住宅価値」として述べられることには、将来を展望する大綱の視点としてやや違和感があります。

.....

## （２）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

### ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリア

p 24

フリー環境の整備を推進するとともに、地方都市や大都市周辺部において、地域における包括的なケア、子育て支援、買い物、教育等の日常的な生活サービスが距離的・時間的に近接したエリアを形成（「医職住」の近接化）するとともに、都市機能の相互補完を促進することにより、サービスの水準の維持・向上を図り、持続可能な地域社会を再構築する。

また、超小型モビリティ等、先端技術等を活用し、高齢者や子育て世代等の住生活や移動を支援する機器等の開発導入を促進するとともに、新しい交通システムの普及に向けた取組を図る。

.....意見

こんな例では最良とはいえませんが。100m競争をします。ヨーイドンでみんな精いっぱい走ってゴール。1着から\*着の差がでます。そのとき1着の人に注目、平均着順の人に注目、そして最後尾の人に注目という視点の違いがありえます。社会資本はまずは1着の人のためへの投下からはじまります。ユニバーサルデザインあるいはバリアフリーによって、さらに多くの人にかかわる視点によって現状が修正されます。といって1着の人の営為を阻害することではないでしょう。高齢者用の設備・施設の多くは最後尾の人への視点

で新たに多重的に設けられるべきものなのです。

.....

## イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

駅等の旅客施設における段差解消等高齢者を含むすべての人の利用に配慮した施設・車両の整備の促進などにより**公共交通機関のバリアフリー化**を図る。

また、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路等において、幅の広い歩道等の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化等により**歩行空間のユニバーサルデザインを推進**する。

さらに、高齢者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る

観点から、限られた道路空間を有効活用する再配分の推進等により安全で安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図るとともに、高齢者が道路を安全に横断でき、また、安心して自動車を運転し外出できるよう、バリアフリー対応型の信号機の整備、道路標識の高輝度化・大型化の推進等の道路交通環境の整備を進める。

## ウ 建築物・公共施設等の改善

病院、劇場等の公共性の高い建築物のバリアフリー化の推進を図るとともに、窓口業務を持つ官庁施設等を高齢者はもとより、**すべての人の利用に配慮した仕様**とすることを推進する。

.....意見

現状を修正するユニバーサルデザイン、バリアフリーについては上に記しましたが、新設される建築物や移動のための施設は最初からすべての人の利用に配慮した仕様とすべきでしょう。家庭内はもちろん、地域でも、企業内でも、青少年・女性・中年・高齢者が加わって「三世代会議」といった合議形態があつてはじめて、社会の成員みんなを考慮しコーディネートした生活環境が形成されます。若者によし、女性によし、高齢者によし、そのうえみんなにもよいという世代同等多重型の「モノ・居場所・しくみ」の創出が推進されることとなります。

.....

p 25

## (3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

### ア 交通安全の確保

高齢者の交通事故の防止を図るため、高齢者に配慮した交通安全施設等の整備や参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、高齢ドライバーを対象とした、講習予備検査及び高齢者講習の実施、運転免許証を返納した者の支援のための取組の促進、高齢者交通安全教育指導員(シルバーリーダー)の養成、各種の普及啓発活動の推進等により、高齢者への交通安全意識の普及徹底、高齢者の交通事故の防止を図る。

また、歩行中及び自転車乗用中の交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、高齢者、歩行者、自転車事故の削減に向けて、歩行者、自転車事故が多発する交差点等での対策の重点化や、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間の整備を図るとともに、高齢化に対応した車両等への対応を図る。

## イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪、認知症等によるはいかに伴う危険、人権侵害、悪質商法等から高齢者を保護するため、各種施策を推進する。

特に、要介護等の高齢者に対する家庭や施設における虐待等の人権侵害については、高齢者の人権に関する啓発、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努める。

## ウ 防災施策の推進

災害については、高齢者など災害時要援護者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、その避難支援対策については、災害時要援護者名簿等の策定状況を把握しつつ、その取組を促進する等、防災施策の推進を図る。

p 26

## (4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

### ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然にふれあえる快適な都市環境の形成を図るため、都市公園等の計画的な整備を行うとともに、高齢者の憩いと交流の場ともなる親しみやすい水辺空間の整備等を行う。

また、福祉・医療施設の市街地における適正な立地の計画的誘導、公園等との一体的整備を進めるとともに、施設周辺の基盤の整備を図るなど、福祉施策と連携したまちづくりを推進する。

.....意見

自然にふれあえる水辺空間は過度の危険意識によって子どもたちは近づかないようですが、高齢者にとっては親しみやすい交流と憩いの空間です。高齢者が水辺を歩くことで長寿を享受しつつ自然保護の役割をはたすことになります。

.....

### イ 活力ある農山漁村の再生

活力ある農山漁村の再生を図るため、意欲ある多様な農林漁業者の育成・確保を推進することはもとより、高齢者が農林水産業等の生産活動、地域社会活動等で能力を十分に発揮できる条件を整備するとともに、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進する。さらに、活力ある開かれた地域社会を形成する観点から、都市と農山漁村との間の

共生と交流を促進する。

・・・・・・・・意見

10年前には「活力ある農山村の再生」とは記されず、「活力ある農山村の形成」となっていました。農山村の環境の一步後退が示唆されています。都市近郊での「里山の回復」のためには高齢者の力は不可欠です。また観光旅行でない高齢者活動によって都市と農山村をつないだ活動は可能性をもっています。自治体同士が農山村での要請を公開し、都市部要請に応える支援者を公募しての共生と交流は、地域活性化の成果を想定させます。

・・・・・・・・

p27

[ 以下 次回分載6 へ ]